

柏市立柏第一小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月作成

令和6年4月改訂

1. 基本理念

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。— いじめ防止対策推進法第2条

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない。いじめをなくし、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、未然防止や早期発見、いじめに対する措置に努める必要がある。

いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭が連携していじめ問題の克服を目指していかなくてはならない。法の第9条にある通り、保護者は児童に対し、規範意識を養う等、いじめ防止について学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

本校のめざす学校像

「みんな笑顔でいられる学校」

子どもたちが

- ・わくわく登校し、満足して下校する学校
- ・互いに認め合える学校
- ・安心して生活できる学校
- ・進んであいさつする学校
- ・失敗を恐れず思いっきり挑戦できる学校

2. 学校いじめ対策組織

(1) 名称

「いじめ防止対策推進委員会」

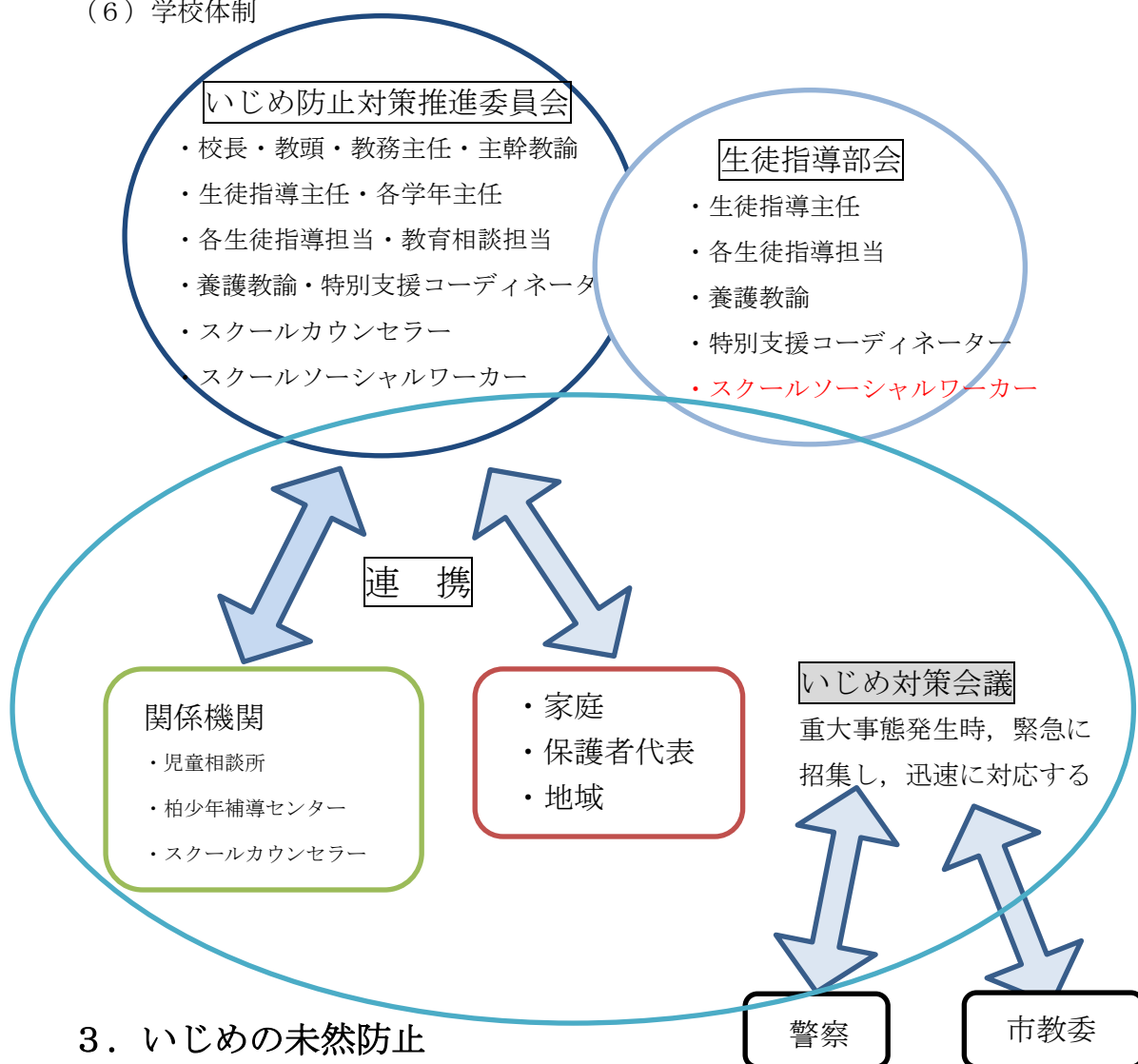
(2) 構成メンバー（定例、緊急時でメンバーは異なる）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、各学年生徒指導担当、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、サポート教員、教育支援員、医療的看護師

(3) 役割

- ・年間計画の企画と実施
 - ・年間計画進捗状況のチェック
 - ・いじめの未然防止活動
 - ・いじめへの対応
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- (4) 「いじめ対策会議」(重大事態発生時)
- ・重大事態発生時(または認知された時)に臨時的に設置される。解決までの中核的役割を担う
 - ・構成メンバーは、「いじめ防止対策推進委員会」に加えて、対応する内容に応じて、警察、児童相談所員等の関係機関
- (5) 外部機関
- いじめ防止対策推進法第2条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)に則り、事案によっては、教育委員会、少年補導センター、警察、スクールカウンセラー、学習相談室、学校医、幼保こ小中との連携を取りながら対策を講じる。
- また、問題によっては、柏市教育委員会児童生徒課や柏市問題対策支援チームと連携を図り、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築していくようにする。

(6) 学校体制



3. いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実

- ・いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させる。
- ・教職員による児童に対しての不適切な発言や体罰等はいじめを助長するものであり、絶対に行わない。

(2) 道徳教育を通じた豊かな人間性の育成

- ・命の大切さについての指導を行い、「いじめをしてはいけない」という認識を強く持たせる。
- ・全学年でピアサポートプログラムを計画的に実施し、他者との上手な関わり合い方や思いやりの心を育む。

(3) 自己指導能力の獲得を目指した「わかる授業」の展開

- ・児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感が味わえるように努める。
- ・児童一人ひとりに自己存在感を持たせる場面等を意識的に計画し、自己有用感を高めるための学習活動を行う。
- ・「わかる」「楽しい」授業を展開することを心がけ、学習のみならず生活全般へのストレスを軽減できるよう努める。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止について

- ・インターネットを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を行い、正しい知識を身につける。
- ・携帯電話やパソコン、スマートフォン、オンラインゲーム（フォートナイト等）を活用し、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないことを、児童へ学級活動や集会の場で指導する。
- ・保護者に対して、保護者会や手紙を通じて、子どもが携帯電話やパソコンを使用する際の危険性について知らせ、家庭での管理について協力を依頼する。

(5) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の一人一人のニーズに応じた校内支援体制の充実を図るために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を働きかけます。また、管理職や特別支援教育コーディネーターと連携し、校内特別支援教育委員会の活性化を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図る。
- ・特別支援サポート教員や教育支援員、医療的ケア看護師の配置を行い、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実に努める。
- ・管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修等、特別支援教育に係る各種研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

(6) 家庭環境等に特別な事情がある児童生徒の対応

- ・虐待や貧困等、特別な事情を抱えている児童生徒については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりえる。学校においては、日常の児童生徒の変化を観察するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

(7) 感染症等に関する人権への配慮と対応

- ・感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の関係する児童生徒に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組んでいく。また、不安やストレスを抱えている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応していく。

4. いじめの早期発見

(1) いじめの基本認識を全職員で共通理解する

- ・弱いものをいじめることは人間として決して許される行為ではない。
- ・いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ・いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(2) 早期発見に向けた取り組み

- ・教師が児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築いていく。
- ・児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図っていく。
- ・いじめを認識した際には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を設ける。その際、学校の対応について説明し、その後の対応についても相談しながら進めていく。
- ・年に数回教育相談週間を設け、大休憩、昼休み、放課後の時間を利用して全員と個別もしくはグループで面接を行う。
- ・年に8回定期的にいじめ実態調査のアンケートを実施する。質問項目には、身近な問題になりつつあるインターネットを通じたいじめについての解答欄を設ける。アンケートを実施するときには、周囲の児童から記入内容を見られないように、机を離し、回収は教師が行う。

- ・教員は、学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化に迅速な対応ができるよう心がける。また、必要に応じていつも相談に応じられるよう心がける。
- ・STANDBY アプリ（令和2年度より6年生児童に導入）
「STANDBY アプリ」は自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめられているのを目撃した場合は、匿名で柏市教育委員会にスマートフォンやパソコン等で報告、相談ができるアプリケーションである。SNSなどの外から見えにくいトラブルが増加していることからその対応策として、また子どもたちが正しいSOSを出せる相談ツールのひとつとして、利用を推進している。

5. いじめの相談・通報体制

(1) 柏第一小学校のいじめの相談窓口

電話相談窓口：04-7143-0138（相談責任者 教頭）

※原則、全教職員が対応にあたるが、相談相手が一番話しやすい教職員が相談を受け付ける。

(2) 学校以外の相談窓口

- ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446（24時間体制で対応）
- ・やまびこ電話柏 04-7166-8181（学校、家庭困ったことは何でも相談）
午後1時～午後7時 ※平日対応
- ・少年補導センター 04-7164-7571（青少年の非行、いじめなどの相談）
午前9時～午後5時 ※平日対応

※すべての相談窓口でインターネットトラブルについても受け付けています。

(3) いじめの相談や通報の指導について

- ・映像教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動、道徳等の学習と関連させて実施をしていく。

6. いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制について

- ・いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は直ちに教頭、学年主任、生徒指導担当へ報告する。報告されたいじめ事案についてはいじめ防止対策委員会へ報告し、必要に応じて緊急対応会議（いじめ対策会議）を行い、情報を共有の上、対応する。
- ・いじめが暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係

機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては柏市教育委員会に相談の上、有識者への支援を求める。

- ・該当児童への保護者へも速やかに連絡を入れ、事後の対応についても適宜連絡を取り合う。

(2) いじめ被害者への対応について

- ・いかなる理由があってもいじめられた児童の味方になることを児童とその保護者へ伝える。その後、担任を中心に児童が話しやすい教職員が対応にあたり、不安な点を聴取し、解決策を検討する。
- ・必要に応じて養護教諭やカウンセラーとの面談を行えるよう準備し、被害者児童の心のケアに努める。
- ・組織的対応を心がけ、迅速かつ的確に対応するためにも、組織としての機動性を生かして対応する。

(3) 聴き取り調査と記録について

- ・事実関係と問題行動の背景の確認をするために被害者と加害者、周囲の児童から聴き取り調査を行う。
- ・聴取の際には、事前に聴取に当たる職員とその人数や聴取を行う場所等について、入念な計画を立てた上で実施する。(児童が一番話をしやすい環境のもと実施する。)
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

7. いじめの指導

(1) 被害児童のケア

- ・いじめの事実が確認された場合、被害児童の立場に寄り添った支援を心がけ、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除くことを最優先させる。
- ・今後の生活で、加害児童との接触が困難な場合には、必要に応じて別室学習をさせる等の措置を取る。
- ・心のケアについては、被害児童にとって信頼できる人が連携し、スクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的支援を行う。

(2) 加害児童への指導

- ・いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、保護者に対して事実と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への助言を行う。
- ・いじめに及んだ背景について理解し、心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、

加害児童に対しても心のケアを行っていく。

(3) 周囲の児童への指導

- ・いじめを目撃して、はやしたり、見て見ぬふりをしたりする傍観者的存在をなくし、勇気を持って正しい行動を取るこそ、正義であることを理解させる。
- ・いじめは人間として決して許されるものではないという認識が全ての児童にいきわたるように、学校教育活動全体を通して伝えていく。

8. 重大事態への対応

(1) 重大事態の基準

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ～いじめ防止対策推進法より～

(2) 重大事態が発生した場合の対応

柏市教育委員会児童生徒課

04-7191-7210

柏警察署

04-7148-0110

重大事態の発生

〈連絡順序〉

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任
 ⇒教頭⇒校長⇒教育委員会児童生徒課⇒教育長
 ⇒市長⇒教育委員会児童生徒課（二報以後の対応）
 ※必要に応じて警察等関係機関に連絡する。

《緊急対応》いじめ防止対策推進委員会

被害児童に対して

加害児童に対して

○事実関係の把握

周囲の児童に対して

○事実関係の把握

保護者との連携

○事実関係の報告

○信頼関係の構築

《いじめ対策会議》

- 情報の共有
- 指導方針の共通理解

教育委員会への報告

関係機関との連携

《短期対応》

被害児童に対して

- プロジェクトチームによる支援

加害児童に対して

- いじめの事態に応じた指導

保護者との連携

- 指導方針の伝達

調査結果を文書に
まとめて報告する

《長期対応》

被害児童に対して

- 適応の促進
- 対人関係能力の向上

加害児童に対して

- 規範意識の育成
- 人間関係作りの改善

保護者との連携

- 家庭の教育力の向上

9. 公表, 点検, 評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページで公表する。
- (2) 年度ごとにいじめについての調査や分析を行い, これに基づいた対応を取る。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者, 児童, 職員で評価し, 学校評議会を通して学校関係者評価をあおぐ。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき, 学校いじめ防止基本方針を見直していく。

10. 年間指導計画

	教育委員会施策	学校行事等	道徳	特別活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査 ・柏市スクールサポーターの配置 ・第1回生徒指導主任連絡協議会 ・柏市学校警察連絡協議会定期総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期始業式 ・対面式 ・入学式 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を大切に ・より良い学校に ・希望をもって 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年始め 適応指導 ・給食と準備 ・掃除の仕方 ・1年生を迎える会 ・登校指導・避難訓練
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会 ・第1回生徒指導推進研究協議会 ・生徒指導アドバイザーによる学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・一小オリンピック ・I-check 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなに役立つ喜び ・支えあって生きる ・生きているということ ・大切な命 ・思いやりの心 ・ピアサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃用具の使い方と保管
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し訓練 ・交通安全教室 ・林間学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・精一杯生きる ・尊い命 ・お互いを大切にしながら 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の羽募金 ・雨の日の生活の仕方を工夫 ・e-ネットキャラバン(e-安心講座)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期いじめ状況調査 ・生徒指導主任連絡協議会(中学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進委員会 ・林間学校 ・保護者会 ・情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの立場と私の立場 ・見えない規律 ・命を守り育てる ・感謝の心 ・ピアサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの読書

8月	・いじめ等問題に関わる状況把握のための学校訪問			
9月	いじめ問題対策連絡協議会	・修学旅行 ・保護者面談	・自分の心に誠実に ・広い心で ・みんなが気持ちよく生活するために	・運動と健康 (汗のしまつ, けがの防止)
10月		・第2期始業式	・くじけない心 ・美しいものを感じる心 ・心の温かさにふれて	・読書週間
11月	・第2回生徒指導主任連絡協議会	・芸術鑑賞会 ・音楽集会 ・学校公開日 ・避難訓練 ・柏市学力テスト ・柏市学テ	・かけがえのない家族 ・人との交流と責任 ・温かい言葉 ・ピアサポート	・食育指導
12月	・条例に基づくいじめ防止啓発月間 ・2学期いじめの状況調査	・いじめ防止対策推進委員会	・強い心をもって ・自分のよさを生かして ・ものを大切に ・困っている	・安全指導 (下校指導・火器使用指導)
1月		・校内席書会 ・校内書初め展 ・個人面談希望者	・差別を許さない ・国を超えた文化交流 ・世界の中の日本 ・人の気持ちを考える ・ピアサポート	・児童会役員選出 ・健康の保持増進
2月	・生徒指導主任連絡協議会 (中学)	・6年生を送る会 ・学校公開日	・あいさつする心 ・人のまごころ ・命の尊さ ・家族のぬくもり	・新児童会役員意見発表放送 ・6年生を送る会 ・清掃の手順を再確認
3月	・3学期いじめの状況調査 ・いじめ問題対策連絡協議会	・卒業式 ・修了式 ・いじめ防止対策推進委員会	・自分の中の宝物 ・ありがとうの気持ち ・誠実に生きる	・なかよしグループ6年生へのプレゼント ・1年間の反省

1 1.その他の事項

本基本方針は、いじめ問題対策を推進するために必要があると認められるときは、随時見直しを行うものとする。